

Ⅱ 建設業界における 働き方改革への取り組み

働き方改革・担い手確保を実現するための北陸地整における取組

- 建設業の働き方改革・担い手確保を実現するため、北陸地方整備局において各種モデル工事（総合評価や成績評定での加減点）などの取組を実施。
- 中長期的な建設業の担い手を確保し、地域の安全・安心や経済を支える。

給与

□ 公共工事設計労務単価の改訂

- 令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価は、前回改定と比較し全職種で全国平均で5.2%の増
- 北陸3県（新潟県、富山県、石川県）においては平均で5.55%の増
- さらに令和5年度は、月単位での週休2日工事で実際に要した費用を調査し、新たな補正措置を立案できないか検討
- 施工合理化調査などの調査を通じて、標準歩掛等の改定を切れ目なく実施

□ CCUS義務化モデル工事等★

- 新たに、一般土木（WTO対象工事等）において、CCUS活用の目標の達成状況に応じて成績評定を加減点するモデル工事を発注。
- <R4年度の発注実績>
- ✓ 義務化モデル工事：5件
 - ✓ 活用推奨モデル工事：3件※
- ※ 1件が一般土木B
2件が一般土木C

休暇

□ 週休2日対象工事

- 週休2日の確保状況に応じて、労務費等を補正するとともに、成績評定を加減点する「週休2日対象工事」を、原則全ての工事を対象に発注者指定型で発注。
- R4年度からは完全週休2日モデル工事を試行するとともに、発注者協議会を通じて、毎月第2週・第4週の土日＋1週の土日の統一現場閉所の取組を推進。
- R5年度からはさらに、土日に関わらず週休2日を1回加えることとし、国・自治体・NEXC Oなどの発注機関が連携して取り組む。

□ 適正な工期設定指針

- 適正な工期を設定するための具体的・定量的な指針をR5.3に策定・公表。
- <主な内容>
- ✓ 天候等による作業不能日や猛暑日等を適正に工期に見込む

希望

□ インフラ分野のDX

- インフラ分野のDXを推進し、進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革。
- 具体には、遠隔臨場の活用、AIを活用した熟練技能の継承などを推進。

□ i-Constructionの推進★

- 建設現場の生産性を向上するため、必要経費の計上とともに総合評価や成績評定を加減点する「ICT施工」を発注。
- その他、BIM/CIM活用、規格の標準化（プレキャストの活用）、施工時期の平準化、新技術の活用などを推進。

□ 誇り・魅力・やりがいの醸成

- R5年度からのBIM/CIM原則適用により、事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図る。
- R5年度に北陸インフラDX人材育成セクターを開所し、自治体を含む発注者及び受注者におけるインフラDX推進を担う人材を育成。

★成績評定を加減点する義務化モデル工事及び加点する活用推奨モデル工事を実施

◇令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価は、前回改定と比較し全国平均で5.2%の増
北陸3県(新潟県、富山県、石川県)においては平均で5.55%の増

[全国全職種単純平均 27,335円(対前年度比 +5.2%増 1,343円増)]

北陸3県(全職種単純平均)

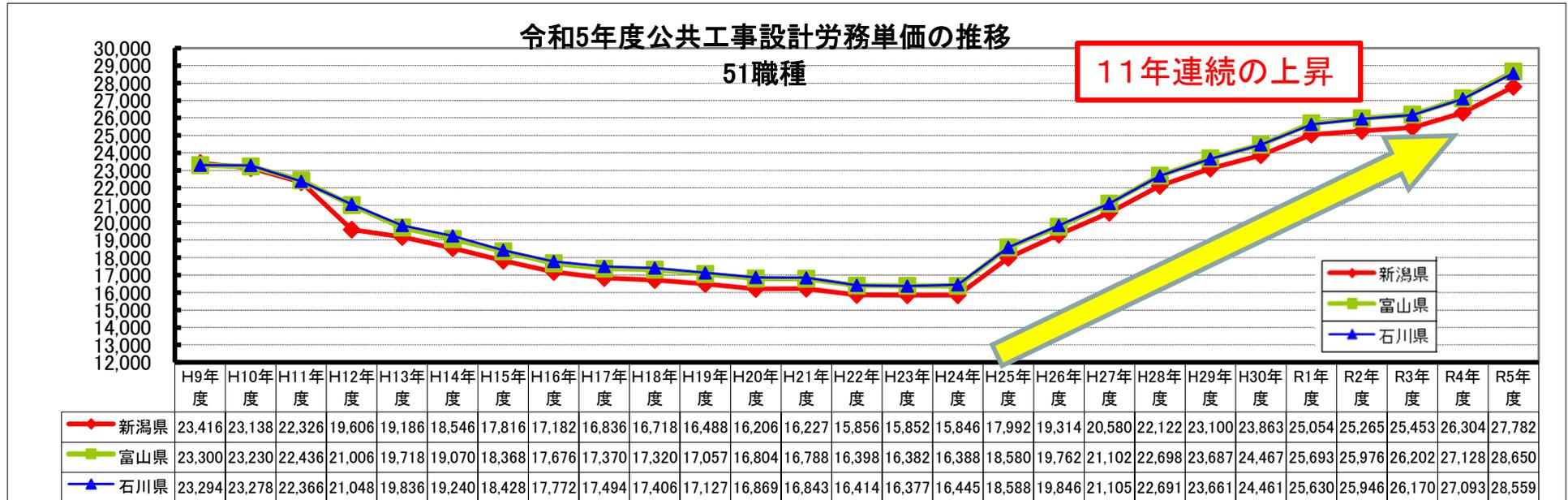
新潟県 27,782円(対前年度比 +5.6%増 1,478円増)

富山県 28,650円(対前年度比 +5.6%増 1,522円増)

石川県 28,559円(対前年度比 +5.4%増 1,466円増)

[3県平均 28,330円(対前年度比 +5.55%増 1,488円増)]

※北陸地方整備局計算値



※平成23年度から「屋根ふき工」を除く ※平成27年度は「屋根ふき工、石工、ブロック工、さく岩工、タイル工、建具工、建築ブロック工」を除く
 ※平成29年度から「石工(富山県、石川県)」、「山林砂防工(新潟県)」、「ブロック工、屋根ふき工、タイル工、建築ブロック工」を除く
 ※令和2年度から「石工(富山県、石川県)、ブロック工(富山県、石川県)、タイル工(富山県、石川県)、山林砂防工(新潟県)、屋根ふき工、建築ブロック工」を除く
 ※令和3年度から「石工(富山県、石川県)、ブロック工(富山県、石川県)、タイル工(富山県、石川県)、屋根ふき工、建築ブロック工」を除く

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 概要

【適用対象・概要】

- 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値（大企業3%、中小企業等1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。
- 令和4年4月1日以降に契約を締結する総合評価落札方式による全ての調達

【加点措置概要】

- ① 加点を希望する入札参加者は、従業員に対して賃上げを表明した「表明書」を提出。
- ② 加点割合は5%以上
- ③ 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認。
- ④ 未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点

【当該年度】



発注者

総合評価落札方式（〇〇工事）

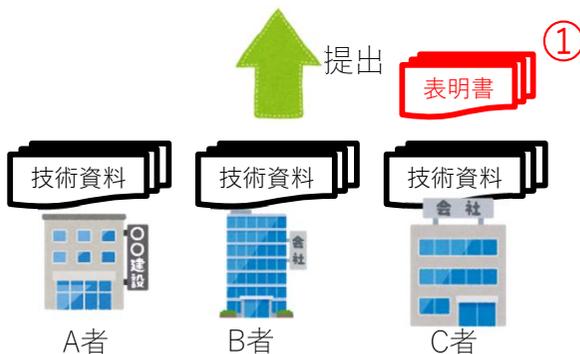
	従来の加算点	賃上げ加算点	合計	
A者	38	0	38	
B者	37	0	37	
C者	38	3	41	落札者

従来の加算点は今までどおり整理し、その後賃上げ加算点を加算する。

【施工能力評価型II型の例（従来の加算点40点）】

加算点の合計の5%以上となるよう賃上げ加算点を設定
 ⇒ 5%以上とするためには、3点(3点/(40点+3点))=6.98%が必要。
 ⇒ (2点(2点/(40点+2点))=4.76%となりNG)

※工事毎に評価項目（従来の加算点）が異なるため、適宜、設定すること。
 (例)
 施工能力評価型II型（ICT対象外など）
 従来の加算点38点+賃上げ加算点2点* 合計40点(2点/40点=5%≒5%)



【翌年度】



発注者



- ✓ 賃上げの基準に達していない場合、財務省へ報告
- ✓ 財務省から全国へ情報共有

達成状況確認



③
提出

総合評価落札方式（△△工事）

	従来の加算点	賃上げ加算点	合計	
A者	38	0	38	落札者
B者	37	0	37	
C者	38	-4	34	

<未達成の場合>

1年間、当該入札の加算点より大きな割合の減点

【施工能力評価型I型の例（従来の加算点40点）】
 賃上げ加算点=3点(3点/(40点+3点))が必要。

加算点より大きな減点 ⇒ 4点減点

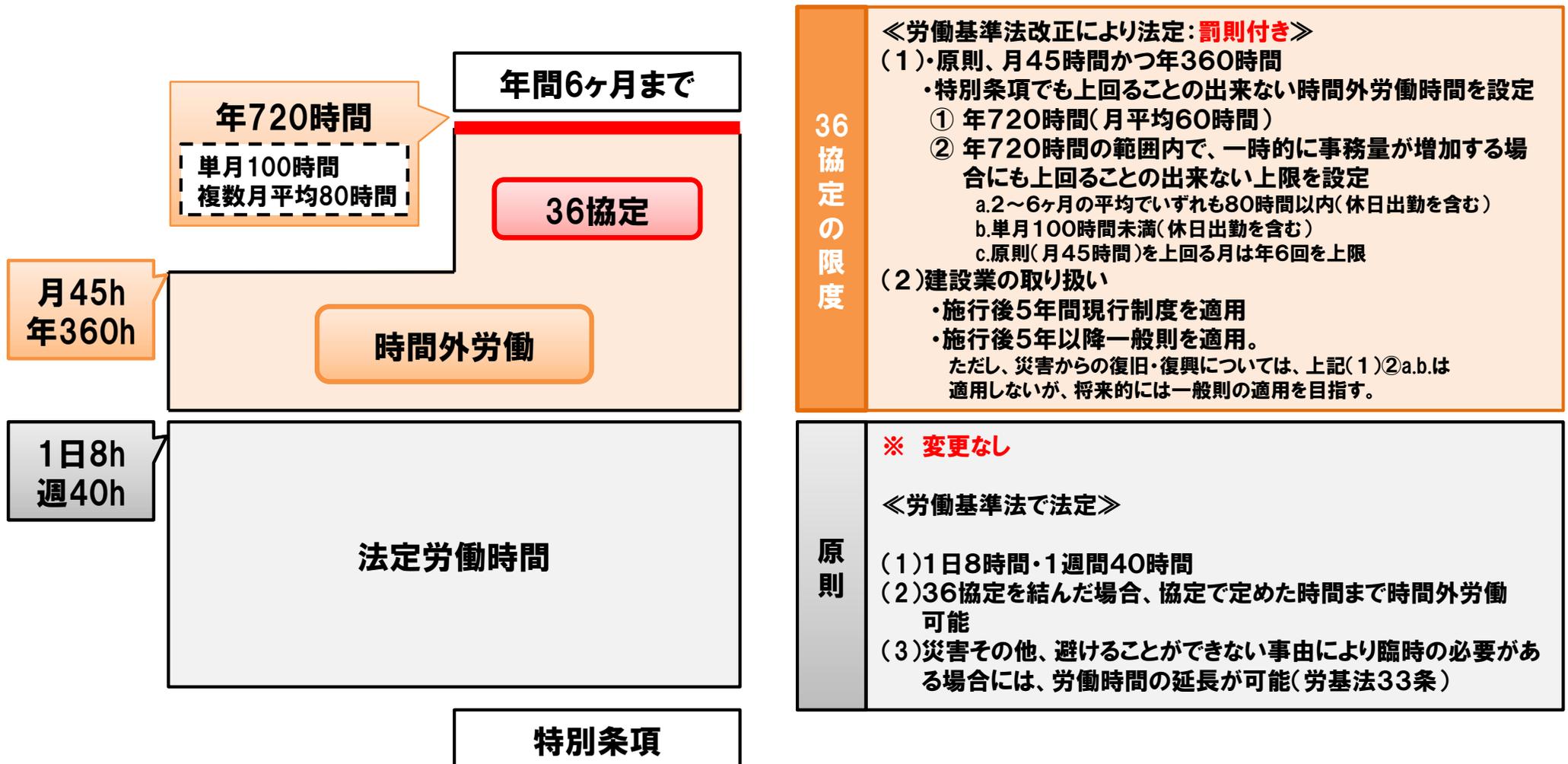
※当該入札の加算点より大きな割合で減点



改正労働基準法(平成31年4月1日施行)

※ 罰則:6か月以下の懲役または30万円以下の罰金

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業においても、施行から5年後の[令和6年(2024年)]に罰則付きの時間外労働規制が適用

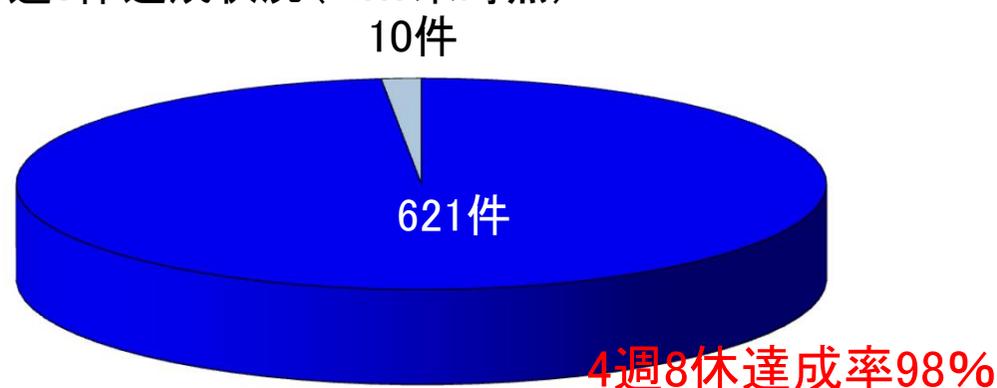


「週休2日に取り組む工事」達成状況(R3,R4年度)

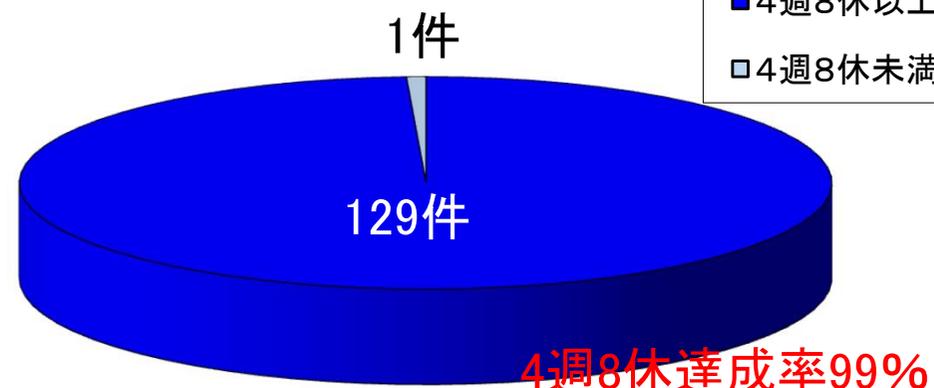
- R3年度に週休2日に取り組む工事は683件。うち「完成」は631件。
そのうち「4週8休以上」が621件、「4週8休未満」が10件となっている。(4週8休達成率98%)
「4週8休以上」を達成した621件のうち、毎週土日閉所した工事は286件。
- R4年度に週休2日に取り組む工事は578件。うち「完成」は130件。
完成工事のうち「4週8休以上」が129件、「4週8休未満」が1件となっている。(4週8休達成率99%)
「4週8休以上」を達成した129件のうち、毎週土日閉所した工事は65件。

■原則すべての直轄工事を発注者指定方式にて発注している。(災害等の臨時に係るものを除く)

■4週8休達成状況(R5.9末時点)

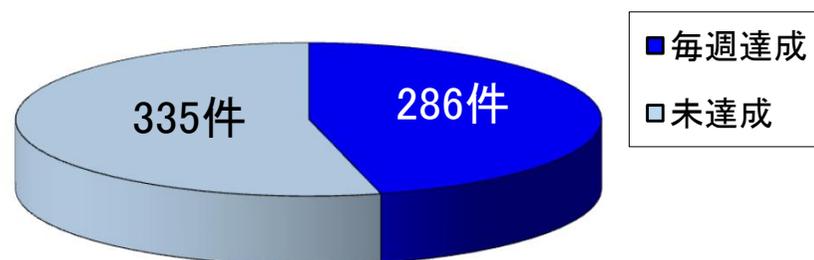


R3年度工事[※]の達成状況(631件)

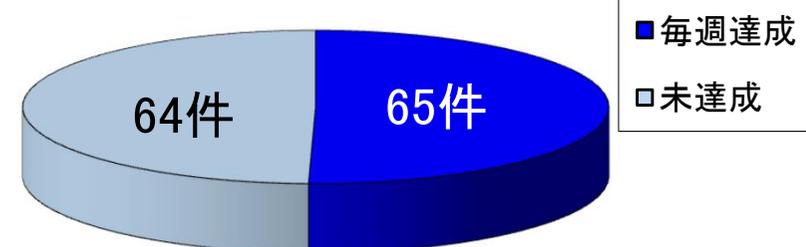


R4年度工事[※]の達成状況(130件)

■毎週土日現場閉所状況(R5.9末時点)



R3年度工事の達成状況(621件)



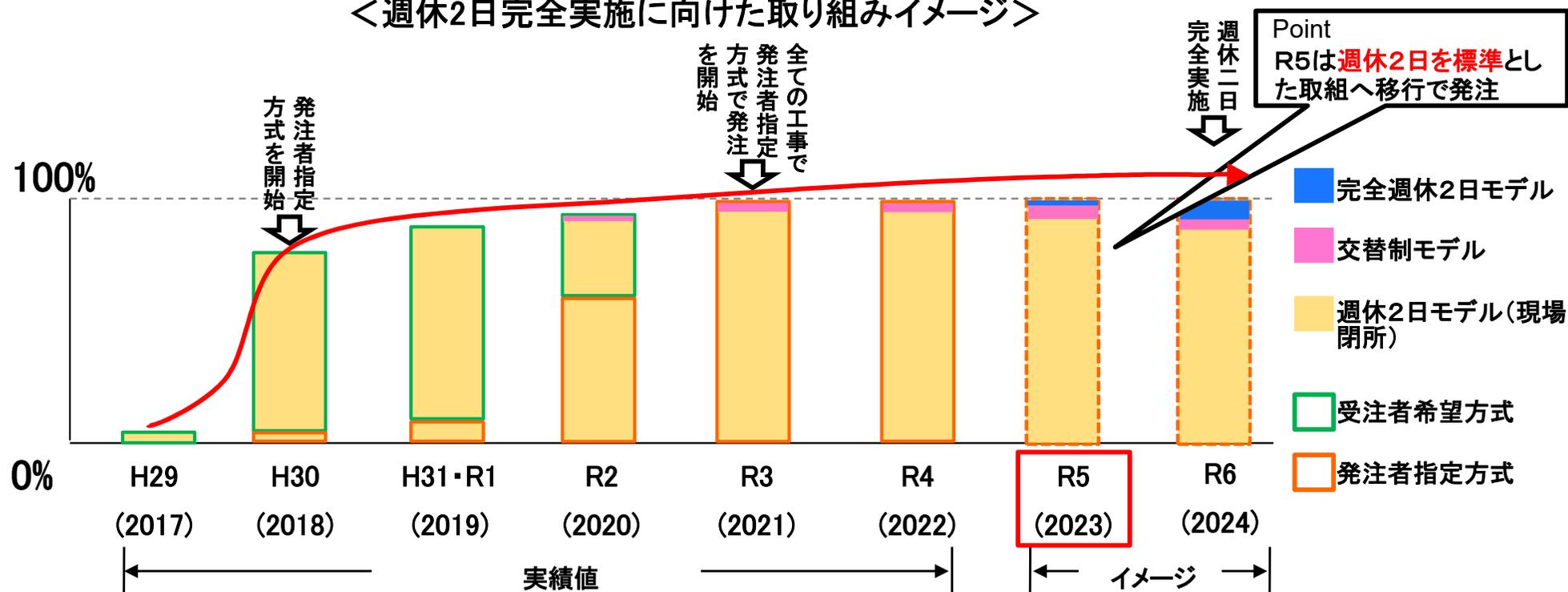
R4年度工事の達成状況(129件)

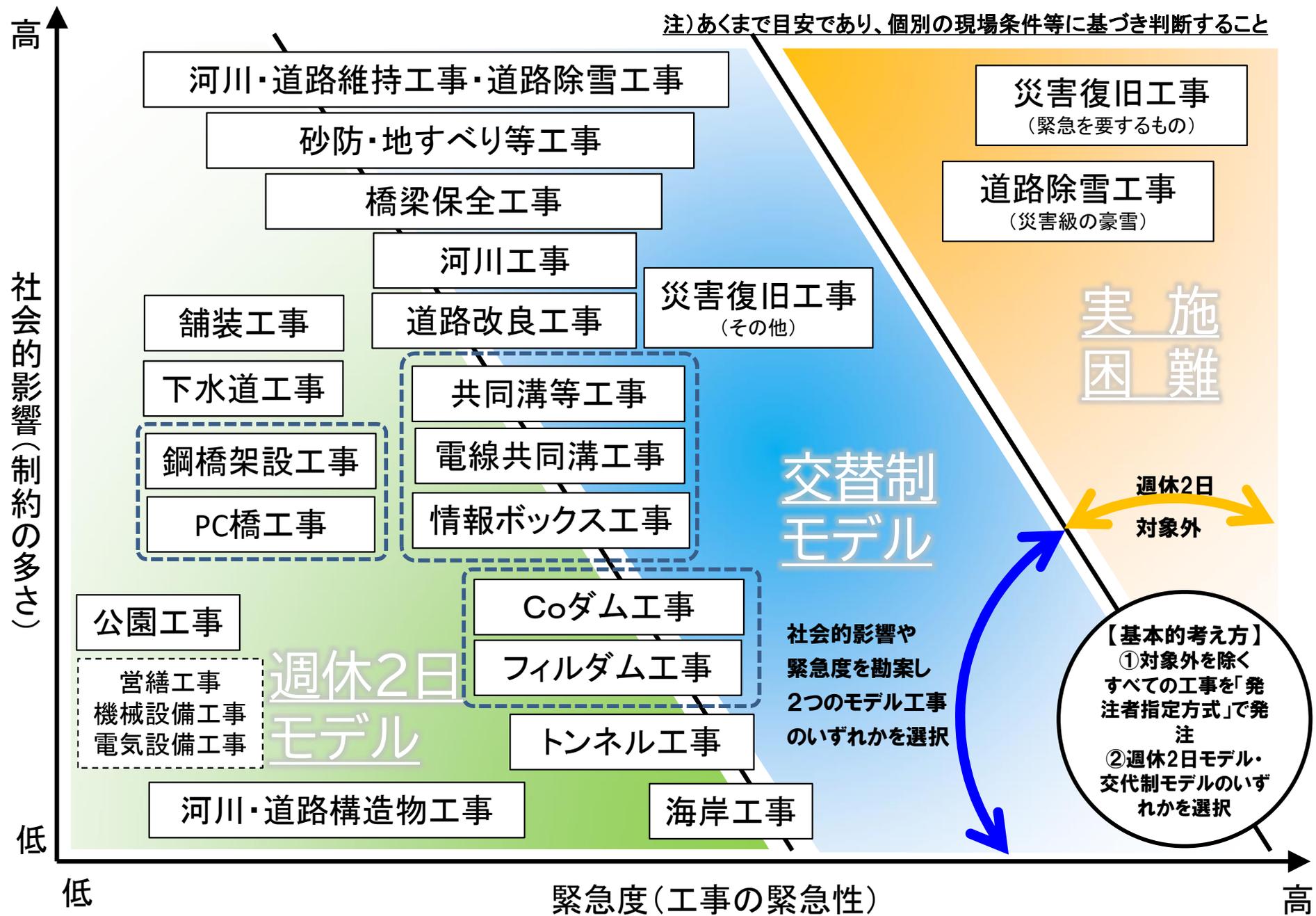
※対象は当該年度に公告し、完成した工事

- 週休2日対象工事は原則すべての直轄工事を発注者指定方式にて発注、当初から経費補正による計上、工事工程表・条件明示チェックリストを入札公告時に開示【継続】
- 令和6年度以降、月単位での週休2日の実現を目指すことから、**施工計画書に法定休日・所定休日を記載**したうえで、発注者による月1回程度を目安に現場閉所（交替制モデル工事の場合はは休日率）の達成状況を確認【**拡大**】
- 週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組む【継続】
- 週休2日を標準とした工事成績評定として、**加点項目から削除及び遵守項目に追加**【**変更**】
- **猛暑日(WBGT値31以上の時間から日数を算定)を考慮した雨休率を設定**するとともに、官工程で見込んでい以上に作業不能日が確認された場合には、適切に**工期延期及び延期日数に応じた費用を精算**【**新規**】
- **完全週休2日モデル工事**を一部工事で試行【継続】

■ 週休2日対象工事の拡大の方向性

＜週休2日完全実施に向けた取組みイメージ＞





週休2日工事及び交替制工事の間接工事費の補正(令和5年度) R5継続 休暇

- H29年度より現場閉所の状況に応じた週休2日工事の経費補正を実施中。実態調査の結果を踏まえ、R5年度も補正係数を継続
- R1年度より試行を開始した交替制による休日確保を推進するモデル工事の補正係数をR5年度も継続

週休2日モデル工事の補正係数

発注方式	発注者指定方式
現場閉所の達成状況	4週8休以上
労務費	1.05
機械経費(賃料)	1.04
共通仮設費	1.04
現場管理費	1.06

・4週8休に満たないものは、各経費を補正しない

週休2日交替制モデル工事の試行

発注方式	発注者指定方式
現場閉所の達成状況	4週8休以上
労務費	1.05
現場管理費	1.03

・4週8休に満たないものは、各経費を補正しない

週休2日モデル工事における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04
	撤去	1.05

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
防護柵設置工(落石防護柵)		1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01

※ただし、交替制モデル工事は適用外。

北陸ブロック発注者協議会における統一的な現場閉所「第5弾」の取組み

- 令和5年度も、年間を通じての取組みを実施。
- 毎月の第2週、第4週、+1週の土日+土日に関わらず週休2日を月1回※を「現場閉所の統一日」に設定し、週休2日を実施。

※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。

※ 「+1週」「+土日に関わらず週休2日を月1回」は、工事ごとに任意で選択。

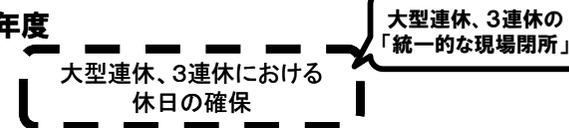
第2週、第4週、+1週(第1週)の土日+土日に関わらず週休2日を月1回(第3週の日曜日・月曜日)を「統一的な現場閉所」とした場合

例:令和5年6月

6 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

月4回の「統一的な現場閉所」

令和元年度



令和2、3年度

月2回の「統一的な現場閉所」

令和4年度

月3回の「統一的な現場閉所」

令和5年度

月4回の「統一的な現場閉所」

令和6年度

時間外労働規制適用

4週8休の確保

令和5年度 統一的な現場閉所チラシ(案)

R5継続

既発注工事への周知を含め、令和4年度当初より各機関へ配布

北陸建設業界の担い手確保に向け **民間工事の施主の皆さんへ**

建設現場の「土日閉所」を推進します (統一的な現場閉所「第6弾」)

※ 第1弾:2019GW期間(4/27(土)~5/6(月)の10連休)に実施 ※ 第3、4弾:令和2年度、令和3年度(年間を通じて月2回)に実施
※ 第2弾:令和元年度(9月~10月~11月 4回の「3連休」)に実施 ※ 第5弾:令和4年度(年間を通じて月3回)に実施

- 管内(新潟県、富山県、石川県)の各発注機関が連携して行う統一的な現場閉所「第6弾」の取り組み。(各発注機関から施工業者へ提案)。
- 各発注機関が協働して行い、施工業者の働き方改革を後押し。
- 北陸ブロック発注者協議会の各発注機関が連携・協働により、工事内容、施工場所に関わらず、統一的な取り組みとして実施。

- 令和5年度も、年間を通じての取り組みを実施。
- 毎月の第2週、第4週、+1週の土日、+ 土日に関わらず週休2日を月1回※を「現場閉所の統一日」に設定。

※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。
※ 「+1週」「+ 土日」に関わらず週休2日を月1回※は、工事ごとに任意で選択。

第2週、第4週、+1週(第1週)の土日、+ 土日に関わらず週休2日を月1回(第3週の日曜日・月曜日)を「統一的な現場閉所」とした場合

例:令和5年6月

6月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	



建設業は、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制が適用。令和6年度以降の「4週8休の確保」に向けた週休2日推進に向け、北陸ブロック発注者協議会が連携して取り組みを実施。

令和5年度 週休2日モデルカレンダー

- 令和5年度は、年間を通じての取り組みを実施。
- 毎月の第2週、第4週、+1週の土日、+ 土日に関わらず週休2日を月1回※を「現場閉所の統一日」に設定し、週休2日を実施。

※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。
※ 「+1週」「+ 土日」に関わらず週休2日を月1回※は、工事ごとに任意で選択。

2025年(令和5年)

4月							5月							6月							7月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7		
3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
24	25	26	27	28	29	30	29	30	31				25	26	27	28	29	30	23	24	25	26	27	28	29		

2025年(令和5年) 2024年(令和4年)

8月							9月							10月							11月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7		
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11		
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18		
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25		
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	29	30	31				26	27	28						

2024年(令和4年)

12月							1月							2月							3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	31	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7		
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	3	4	5	6	7	8	9		
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	10	11	12	13	14	15	16		
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	17	18	19	20	21	22	23		
24	25	26	27	28	29	30	28	29	30	31			25	26	27	28	29		24	25	26	27	28	29	30		

- ◆ 統一的な現場閉所は下図の「一般的な工事」を対象。
- ◆ 現場条件、工事内容等から現場閉所の実施が困難な工事についても技術者の交替や平日閉所など「交替制モデル工事」の採用を検討。

		月	火	水	木	金	土	日
対象	一般的な工事	工事					閉所	閉所
	技術者						休	休
交替制モデル工事	トンネル工事等(交替制)	工事					休	休
		技術者A						
		技術者B				休	休	
維持工事等(交替制)	現場制約のある工事等	工事					閉所	閉所
		技術者A					休	休
		技術者B	休					休
技術者C	休	休						

官民一体となり建設産業の「働き方改革」「週休2日」を推進しましょう

庁舎にチラシ・ポスターを掲示し、民間工事への周知を図る

表面

裏面

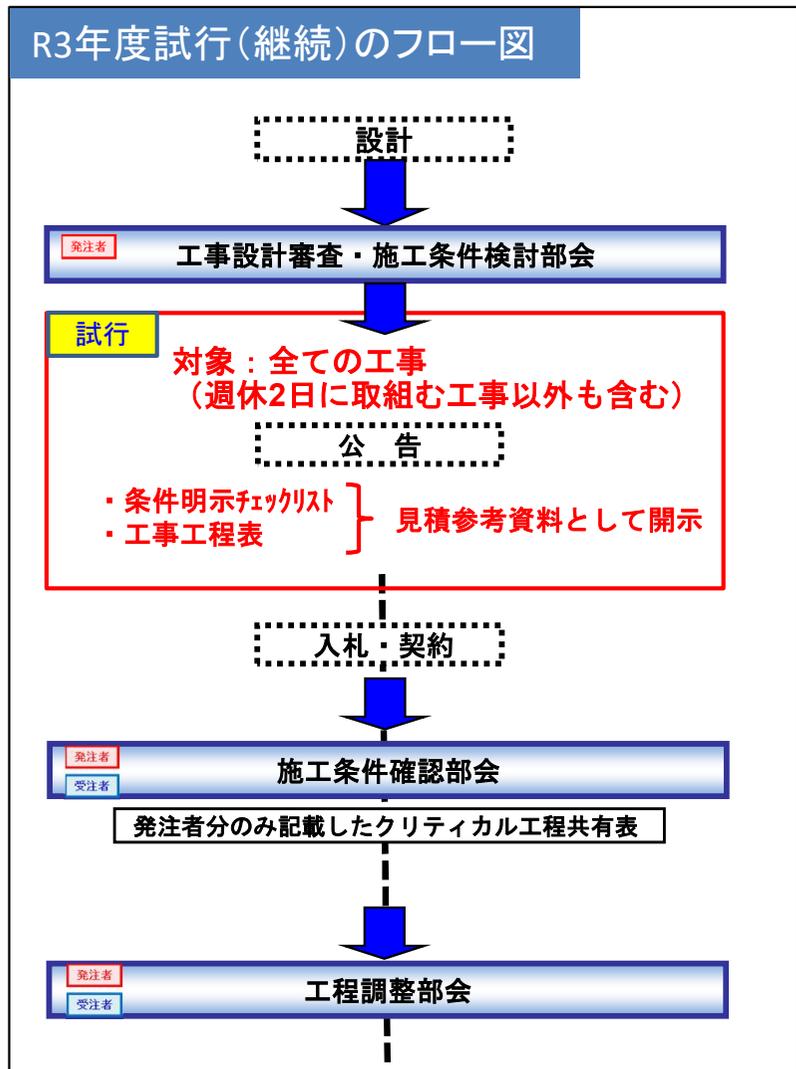
【R1】 週休2日に取り組む工事にて

- ・発注者指定 : 入札公告時
- ・受注者希望 : 開示を希望した場合に配布

⇒

【R2以降】 週休2日以外も含めたすべての工事※で入札公告時に開示

※土木工事においては 維持工事や災害復旧 工事は除く
※営繕工事除く



①発注者が記載した条件明示チェックリスト (土木工事条件明示の手引き(案))

土木工事条件明示の手引き(案)

平成29年10月

北陸地方建設事業推進協議会
工事施工対策部会

工工程番号	項目	開示	備考
1	影響を受ける工事の範囲	<input type="checkbox"/>	
2	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
3	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
4	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
5	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
6	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
7	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
8	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
9	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
10	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
11	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
12	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
13	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
14	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
15	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
16	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
17	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
18	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
19	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
20	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
21	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
22	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
23	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
24	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
25	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
26	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
27	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
28	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
29	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
30	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
31	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
32	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
33	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
34	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
35	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
36	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
37	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
38	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
39	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
40	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
41	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
42	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
43	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
44	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
45	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
46	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
47	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
48	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
49	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	
50	影響を受ける工事の種別	<input type="checkbox"/>	

○影響を受ける工事の有無、関連機関等との協議状況等の特記仕様書と併せて確認可能。

○その他にも、用地関係、安全対策関係、工事支障物等における施工条件の確認が可能。

②工期設定支援システムで作成した工事工程表

○○工事 工期 2000/00/00~2000/00/00 (○○日)

No.	工種	【全体工程表】									
		4/1	4/21	5/11	5/31	6/20	7/10	7/30	8/19		
		0	20	40	60	80	100	120	140		
		8/13~8/15(3日):夏季休暇									
1	準備工	準備工 30日									
2	道路土工	道路土工 47日									
3	石・ブロック積(張)工	石・ブロック積(張)工 赤岩下流砂防ダム部 82日									
4	舗装工	舗装工 4日									
5	仮設工	仮設工 39日									
6	後片付け工	後片付け工 20日									

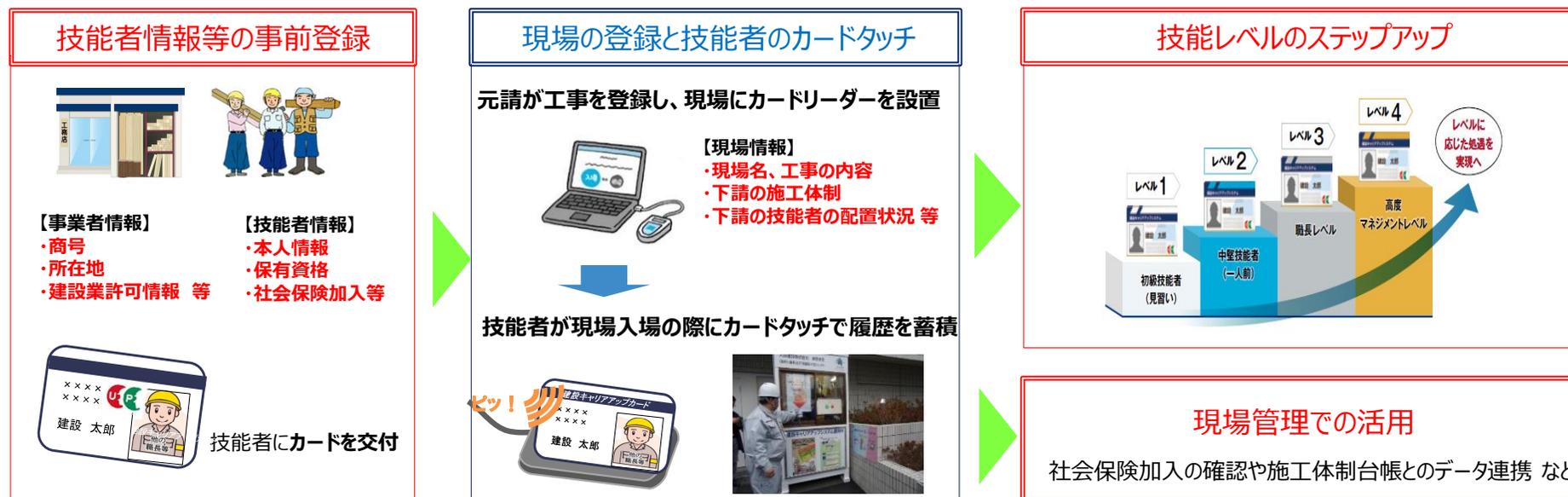
※「維持工事や緊急対応工事等の工期が予め決められているもの、標準的な作業ではない工事、システムを活用した工期が実態と合わない想定されるもの」は別途作成した工程表とする。

目的: 適切な工期設定や円滑な施工の推進

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる**仕組み
- これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、②**技能・経験に応じて処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が伸びていける**建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、**業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進**

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：(一財)建設業振興基金



- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり（働き方改革）
- ◎ データ連携等を通じた効率的な現場管理（生産性向上）

→ **建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要**

1. 技能者のメリット

- ①CCUS情報を活用した能力評価と、レベルごとの年収目安の明確化による、賃金水準の相場感の形成、引き上げ/ダンピング防止
- ②現場や勤務先が変わっても、自らの能力を客観的に証明可能に
- ③カードリーダータッチで日々310円の建退共掛金を積み立て（元請が一括して掛金支払い）

2. 下請業者側から見たメリット

- ①自社が雇用する技能者の数や保有資格、社会保険加入状況等が明らかになり、取引先からの信頼が得やすくなる（=企業の実力の見える化）
- ②技能者の能力評価と連動した専門工事企業の施工能力等の見える化（4段階評価）も令和3年度から開始
- ③出面管理のIT化、賃金や代金支払いの根拠が明確に



3. 元請や上位下請から見たメリット

- ①初めて仕事する下請業者の実力や技能者の資格等(*)の確認ができ、施工の安心感につながる
* 社会保険加入状況や安全衛生資格保有の有無、一人親方の労災特別加入状況
- ②PCで作業の進捗状況の確認や下請への支払いの適正化などの現場管理の効率化
- ③施工体制台帳、作業員名簿の作成、建退共の証紙受払・貼付等の作業の簡素化、ペーパーレス化
- ④増える外国人労働者の資格等の確認が容易に

建設業界全体としては、
CCUSが普及することで……

- 若い世代への建設業のイメージアップ
- 施主に対する価格交渉力アップ（エビデンスに基づく請求が可能）
- 真に実力がある企業が選ばれる透明性の高い建設市場への変革

- 補正予算や緊急治水対策プロジェクトなどを対象に、「設計・工事連携型」の業務や工事を試行。
- 設計業務に工事施工者の視点を取り入れることにより、施工性を考慮した設計や施工時の手戻り防止を図る。
- 事業全体を効率的に進捗させ、施策効果の早期発現を目指す。
(北陸地整の災害復旧関連工事など工期に制約のある業務・工事で試行的に実施。)

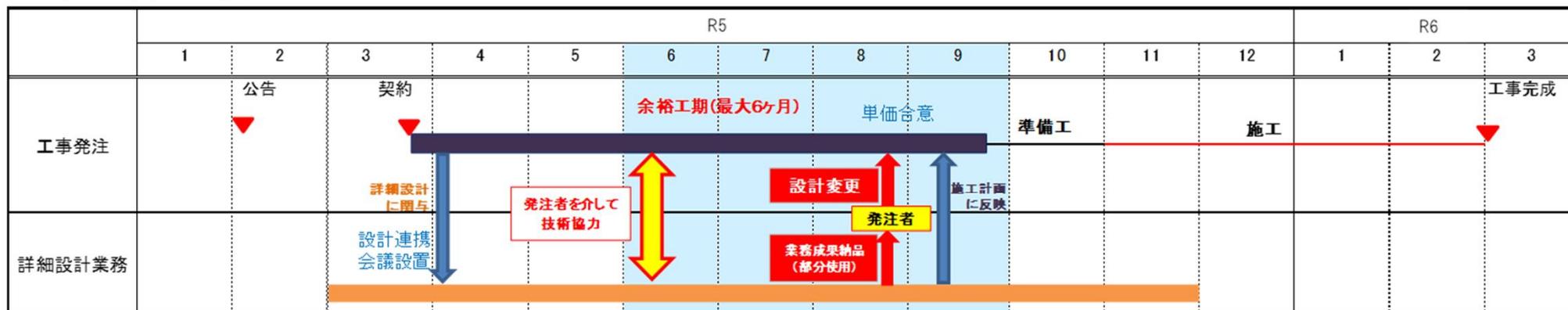
○工事受注者が詳細設計に参加することで施工性の高い設計と手戻り防止

- ⇒余裕工期付き発注により工事を早期に契約。
- ⇒工事受注者は余裕工期期間中に詳細設計業務に参加(工事連携会議を詳細設計中に何度も行うイメージ)
- ⇒コンサルタントの設計技術力と工事施工者のもつ施工能力が連携した、施工性の高い設計、手戻りの無い設計を目指し、効率的な施工に資する。
- ⇒併せて、設計連携会議を通じ、設計・施工に関する幅広い視野で議論することで発注者も含め技術の研鑽に努める。

○実態に合った施工方法を設計に取り入れ、より施工実態にあった設計(変更)を実施

- ⇒上記により、工事受注者の施工方法を設計に取り入れていくことで、実態にあった積算を可能にしていく。

工事の流れ(例)



出工期

※ 詳細設計業務との関わりは、複数の工事となる。

建設業法第26条のただし書きにより、監理技術者補佐を専任で配置することで、監理技術者は2件までの工事を兼務することが可能。 ※以下、建設業法第26条のただし書きを適用し兼務する監理技術者を「特例監理技術者」という

【目的】

計画的な事業進捗(技術者不足の解消及び不調・不落対策)

【改正建設業法施行前】

それぞれの工事で専任の監理技術者が必要

A工事

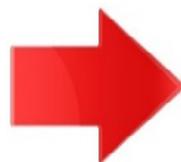


監理技術者A
(専任)

B工事



監理技術者B
(専任)



【改正建設業法施行後】

監理技術者補佐をそれぞれの工事で専任することで、2工事の兼務が可能(特例管理技術者)

A工事



監理技術者補佐a
(専任)



特例監理技術者A
(兼務)

B工事



監理技術者補佐b
(専任)

【特例監理技術者の兼務を認める要件(全て満たした場合)】

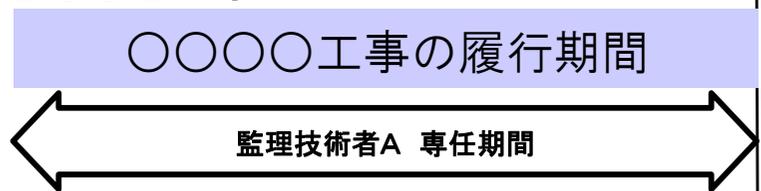
- 直轄工事の場合は、分任支出負担行為担当官工事
- 特例監理技術者が兼務可能な工事は同時に2件まで。
- 兼務する工事が、24時間体制で応急処理や巡回を含む維持工事同士ではないこと。
- 兼務する工事において、立ち会い等の職務を適切に遂行できる範囲内であること。
(一般土木C等級の競争参加資格(地域要件)に加え、各地域に隣接する市町村を含む範囲)

【監理技術者補佐の要件】 ※令和2年9月30日国土交通省告示第1057号

- ① 主任技術者の要件を満たす者のうち、一級土木施工管理技士等の第一次検定に合格した者
- ② 監理技術者の要件を満たす者

【ケース 1】

〇〇〇〇工事



【前工事の工期が延長となった場合】
 R2.10/1以前: 監理技術者が専任できないため、後工事は入札辞退
 R2.10/1以降: ケース3に移行することで入札手続きの継続が可能

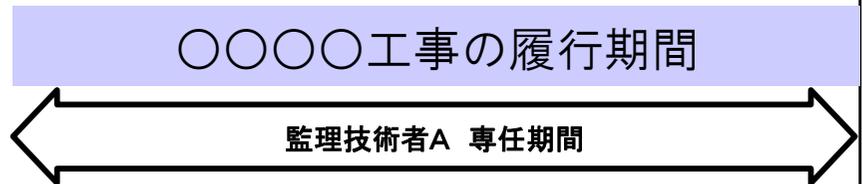
◎◎◎◎工事



● 契約締結日

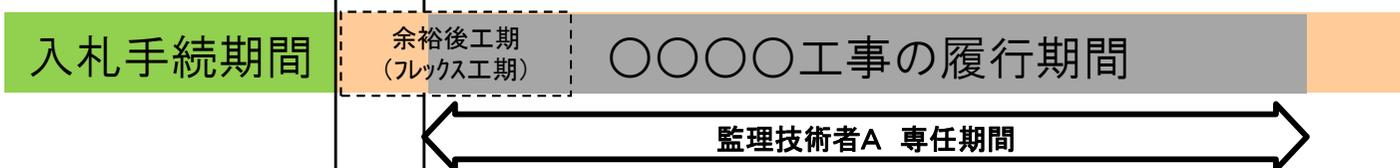
【ケース 2 : 後工事が余裕工期付き】

〇〇〇〇工事



フレックス工期においては、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。

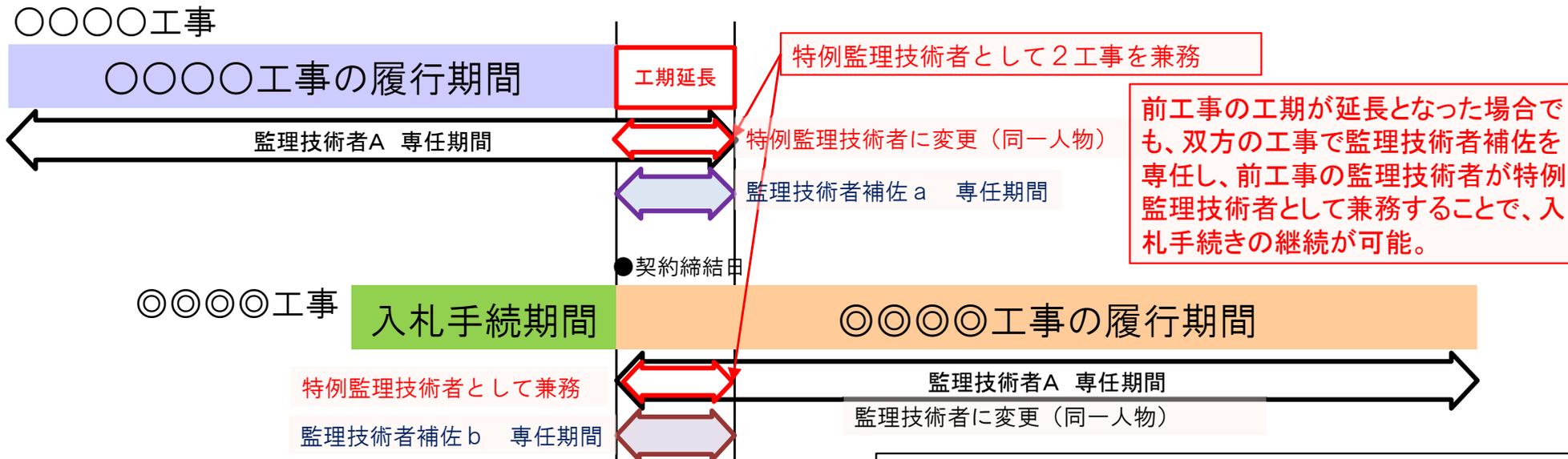
◎◎◎◎工事



● 契約締結日

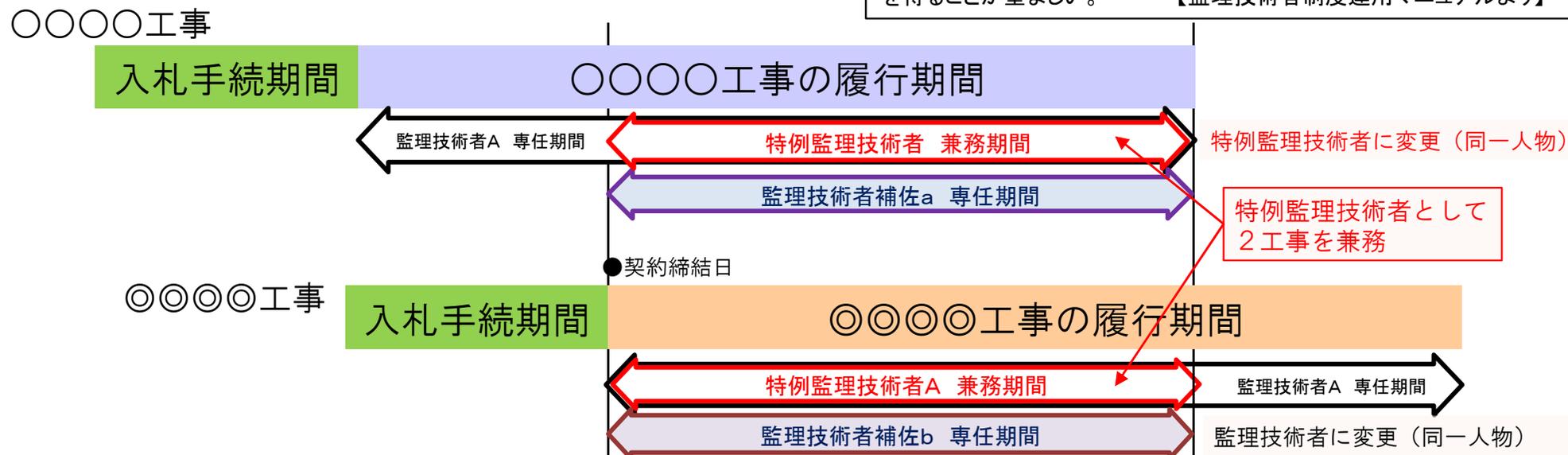
● 工事開始日

【ケース 3：前工事の工期延長、後工事が通常工期設定】



監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での途中交代には該当しない。一方で、監理技術者が専任から兼務に変わり、監理技術者補佐を新たに専任で設置するなど、施工体制が変更となることから、事前に発注者に説明し理解を得ることが望ましい。 【監理技術者制度運用マニュアルより】

【ケース 4：工期が大きくラップする二つの工事】



【目的】

建設業の担い手の確保・育成のため、表彰により、若手技術者のモチベーションアップを期待するとともに、表彰を通じて、技術者の技術力の向上をサポートするため、北陸地方整備局所管の工事施工において、秀でた若手技術者を表彰しています。

【表彰者】

令和5年度は令和4年度に完成した工事の現場代理人、監理(主任)技術者から35歳以下の10名、業務関係の管理(主任)技術者等で40才以下の3名を選定。

令和5年11月21日に表彰式典を開催しました。



- 北陸・若手技術者賞の受賞は、1技術者、1回限り(また、過去も含め、優良工事(業務)技術者表彰を受賞されている方は対象外)
- 選定は、工事関係10名程度(現場代理人、監理(主任)技術者)、業務関係5名程度(管理(主任)技術者、主任担当者等)を目安に、年齢、成績等を総合的に考慮して決定